



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス第五共和制下のゴースト政党の構造と特質 (二)
Author(s)	小野, 善康; ONO, Yoshiyasu
Citation	北大法学論集, 29(2), 153-185
Issue Date	1978-10-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16258
Type	departmental bulletin paper
File Information	29(2)_p153-185.pdf



フランス第五共和制下の

ゴッリスト政党の構造と特質 (二)

小野善康

目次

はじめに

第一章 U・N・R (新共和国連合) の成立

第一節 第四共和制下のドゴール支持政党

第二節 U・N・Rの成立

第一章のまとめ

第二章 アルジェリア問題をめぐる党内の分裂とその克服

第二章のまとめ (以上第二十八巻第三号)

第三章 U・N・RのU・D・T (労働民主同盟) との合併 (U・N・R——U・D・Tの成立)

第一節 U・D・Tの成立

第二節 U・D・Tの構造と思想

第三節 U・N・R——U・D・Tの成立

第三章のまとめ

第四章 党機構

第一節 党員及び党支持者

第二節 党組織

第四章のまとめ(以上本号)

第五章 議員グループ

第一節 グループの規律

第二節 グループの組織

第三節 専門研究グループ

第四節 議員研究集会

第五章のまとめ

第六章 ゴーリストの思想

第一節 ドゴールの思想

第二節 ミシェル・ドブレの思想

第三節 ポンピドゥーの思想

第四節 シャパン・デルマスの思想

第五節 ルネ・カピタンの思想

第六節 その他のゴーリストの思想

第六章のまとめ

第七章 大統領・政府とゴーリスト政党

第一節 ドゴールとゴーリスト政党

第二節 ポンピドゥーとゴーリスト政党

第三節 政府とゴーリスト政党

第七章のまとめ

むすび

第三章 U・N・RのU・D・T(労働民主同盟)

との合併(U・N・R——U・D・Tの成立)

U・N・Rは一九六二年一月の国民議会選挙の後左派のドゴール支持者の政党U・D・Tと合併し、U・N・R——U・D・Tと名称を変更した。この章では、U・D・Tはどのような経緯で成立したのか、それはいかなる組織上・思想上の特徴をもっているのか、U・D・Tとの合併はU・N・Rにとってどんな意義をもったのかという問題を考察しておく。

第一節 U・D・T (Union Démocratique du Travail) の成立

左派のドゴール支持者の結集の動きが見られるようになったのは第四共和制末期のことであり、この人々が一つの組織に結集されるに至ったのは一九五八年七月のことである。その経緯のあらましは次のようなものである。⁽¹⁾

一九五六年から五七年にかけて、中道左派系の週刊誌「*Essai*」や「*France Observateur*」などがドゴールの政権復帰の呼びかけをした。これに呼応してR・P・F (フランス人民連合)、S・F・I・O (社会党)、*le Parti Radical (急進党)* に所属する左派の人

々が動き始めた。この人々は、セルヴァンシユレーベル (J.-C. Servan-Schreiber) を中心とする「ドゴール將軍に訴える共和派委員会」(Le Comité Republicain d'Appel au Général de Gaulle) とごま一つの組織「共和主義者及び民主主義者の委員会」(Le Comité Republicain et Démocrate) に結集した。前者には現職の国会議員、官吏、弁護士、退職官吏、ジャーナリスト、元国会議員、文学者、学生らが参加していたのに対し、後者には、社会党員、急進党員、マンデス・フランス派、新左派 (Nouvelle Gauche) と呼ばれる人々の参加が多く、後者の方がより左派的な組織であった。⁽²⁾ この二つの組織がドゴールの政権復帰——一九五八年六月一日ドゴール政府が成立——後の七月に合併して、新組織「共和主義改革派」(Centre de la Réforme République) を結成した。これが左派のドゴール支持政党U・D・Tの前身である。

共和主義改革派の創設に際しては二つの問題があった。一つはU・N・Rの側からドゴール支持者は全て既存のドゴール支持政党であるU・N・Rに結集すべきであるとして新しいドゴール支持政党の結成を中止するようにとの働きかけがあったことである。このU・N・Rの側からの働きかけに対して、共和主義改革派の創設の際最も力があったセルヴァンシユレーベルは「スーステル

料の如きアルジェリア統合論者、ジャン＝ルバブティスト・ピアジイ⁽³⁾

(Jean-Baptiste Biegni)の如き著名なフアシストと同じテールブルにつくことは出来ない」と答えたのであったが、このような考えが多数の支持を得た。⁽⁴⁾

共和主義改革派の創設に際してのいま一つの問題は新しい組織の性格をめぐって左派のドゴール支持者の間で意見の対立が生じたことである。左派のドゴール支持者のかなり多くの人々が新しい組織を「思索の機関、政治思想を共通にする者の一種のクラブ」にし、組織として選挙戦に乗り出すことはしないという構想を支持した。結成後会長になったアンリイ・フルネイ(Henri Frenay)もこのようにすれば選挙の時左派の人々と闘わなくてすむと考えてこの構想を支持した。しかし結局は、共和主義改革派に結集した人々の多数はこの組織を政党にすることを支持した。⁽⁵⁾左派のドゴール支持者がU・N・Rとは別に共和主義改革派を結成したのは、しかもそれを「思索の機関」にとどめることなく政党にしたのは、アルジェリア民族自決政策を支持する左派のドゴール支持者を結集してU・N・Rのアルジェリア統合論者に対抗しようとしたためであると言えよう。⁽⁶⁾

こうして共和主義改革派は一九五八年七月に結成され、同年

一月の国民議会選挙において選挙戦に参加した。この選挙で同派の所属を名乗った候補者は八三人いたが、このうちM・R・P、社会党、急進党などにも所属した二重所属の者が四八人もあり、同派だけの所属を名乗ったのは三五人だけであった。選挙の結果はこの党の弱体をさらけ出した。第一回選挙において、共和主義改革派独自の候補者三五人の中で一万票以上の得票をした者は一人もいなかった。その上、第二回選挙においてはU・N・Rのために立候補取下げをするようにとの党本部の指令を出したにもかかわらず若干の候補者はこれに応じなかった。⁽⁸⁾

選挙の敗北は内部の意見の違いを表面化させ、かねて共和主義改革派をして「政治思想を共通にする者の一種のクラブ」にすべきだとの考えをもっていた会長のフルネイ(Henri Frenay)ら有力なメンバーが党を離れた。こうして元来が弱体な共和主義改革派は組織の存続が危ぶまれるようになり、党を解散しようとする動きが支配的となった。そこで、ドゴール大統領の意見を聞いた上で最終的にこの問題を解決することになり、セルヴァン・シュレーベルが共和主義改革派の代表者としてドゴールと会談することになった。この時、セルヴァン・シュレーベルは場合によっては解散を宣言する権限を与えられていた。彼と会談したドゴー

ルは左派のドゴール支持者の組織の存続を求めたのみならず、若干の有力な人物——ルイ・ヴァロン (Louis Vallon)、『ピロット (Billett)』將軍、ジルベール・グランヴァル (Gilbert Grandval)ら——を名ざして彼らを左派のドゴール支持政党に加えることを要求し、彼らがそこに加わるよう説得する任務を自ら引き受けた(後に彼らは全てU・D・Tに入ることになる)。共和主義改革派を存続させ、より強力なものにせよとのドゴールの要求を同派は不承不承受け入れた。この要求を受けいれるに際して、同派の指導者はその主要なメンバーを政府のポストに任命することやその活動を発展させるに必要な物的手段を与えることなどをドゴールに要求したほどである。⁽⁶²⁾

左派のドゴール支持者の組織の存続を求められた共和主義改革派の人々は旧R・P・F、社会党、「青年共和主義者」(Jeune République)、「進歩派」(Progressistes)などの左派のドゴール支持者の全てを集める政党にしようとの気持から、それまで共和主義改革派を除くこれら諸組織の「連合体」(Rassemblement)として存在していたUnion Démocratique du Travail (U. D. T.)という名称をそのまま用いてこれを新しい政党組織にすることに⁽⁶³⁾した。新党結成の準備はセルヴァン・シユレーベルやルイ・ヴァロ

ンなど八人からなる「臨時執行部」(Bureau Provisoire)により進められたが、左派のドゴール支持者の中には党の指導権がヴァロンなどによって握られるのを恐れる者もいて結成の手續はスムーズに進まず、ドゴール自身がセルヴァン・シユレーベル、ルイ・ヴァロン他数人の有力な左派のドゴール支持者たちを相次いで引きU・D・Tの結成に尽力した。かくて政党組織U・D・Tは一九五九年四月一四日に創設された。

(1) 以下の記述は Bernard Cahen, Les gaullistes de gauche (Mai 1958—Aout 1962), Mémoire présenté à la Faculté de Droit de Paris, sous la présidence de Monsieur le professeur Colliard, (Oct. 1962) pour le diplôme d'Etudes Supérieures de Sciences Politiques——未刊、パリ大学法学部に複写を依頼——によるところが多い。B. Cahenは執筆当時U・D・Tの青年部パリ支部に属し、パリ支部の三名の代表の一員として党の指導委員会のメンバーになり、さらに執行委員会(当時二四名で構成)のメンバーにもなった人で、U・D・Tの若い指導者である。

(2) Ibid., p. 6. マンデス・フランス自身は一九五八年ドゴールの権力復帰に強く反対したが、マンデス派にはドゴール支持者もいたわけである。

(3) スーステルもピアジイもともに熱心なアルジェリア統合

論者である。彼らについては本論稿の第三章参照。

- (4) *Ibid.*, p. 46—47.
- (5) *Ibid.*, p. 47.
- (6) 雑誌 *Combat* の一九五八年九月三日付記事は、この新しい政党は「革新されない諸組織の中に散らばって途方にくれているフランスの中央派及び左派の分子をゴリーズムの旗じるしの下に集めることによって、ドゴールが仲裁する両当事者の一つにならうとしている」と記した (*ibid.*, p. 47)。
- (7) 共和主義改革派は事実上は一九五八年六月に出来て、だが正式には七月十三日に成立した。 *Ibid.* p. 47.
- (8) *Ibid.*, p. 48—55. 一九五八年十一月選挙については *L'Année politique 1958*, P. U. F. 1959, p. 139—147. 参照。
- (9) B. Cahen, *op. cit.*, p. 56—58.
- (10) *Ibid.*, p. 59.
- (11) 臨時執行部の八人のメンバーはセルヴァン・シシュレーベ、ルイ・ヴァロンの他ピロット將軍、ジルベール・グランヴァル、ジルベール・ボジャラン (G. Beaujain) 、フィリップ・デルアルトル (Ph. Dellartre) 、ジャン・ド・リブロウスキヤ (J. de Lipkowski) 、ロラン・プラン (R. Plan) である (*ibid.*, p. 59)。

(12) *Ibid.*, p. 61.

第二節 U・D・Tの構造と思想

U・D・Tの党員数については正確には把握しえないが、ルイ・ヴァロンの第一回全国代議員会(一九六〇年六月)での報告によれば、党中央に党費を納めている党員は約一千人あり、他に機関紙 *Notre République* の定期購読者が八百人、活動的な同調者 (*sympathisants actifs*) が数百人いる⁽¹⁾。B・カエンによればこの数字はもう少し大きく、党員数は約五千人、*Notre République* の定期購読者数は二千〜三千人ということになる。⁽²⁾ いずれにしても、党員一千〜五千と言えば極めて勢力の小さい政党だと言え⁽³⁾。

U・D・Tの党員の職業では党の指導者と一般党員との間に大きな違いがあり、指導者には大学教授、自由職業者、文学者、ジャーナリストなどの知識人が高い割合を占めているのに、一般党員については、パリ地区では商工業者、公務員、自由業従事者、学生が大きな割合を占め、パリ地区以外の地方では労働者階級——フランスの分類に従えば労働者 (*ouvriers*) と事務労働者 (*employés*) ——が圧倒的に多し⁽⁴⁾。

党の地方組織はユニテ (unite) と呼ばれ、党員はこれに所属し、これが活動の単位になる。ユニテは一般には県毎に設けられるが、党員の多い地方では一県にいくつものユニテが設けられた。ユニテが党員名簿を作成し、党費を集め、これを中央の指導委員会 (comité directeur) に提出する。党の宣伝用小冊子 (tract) には党中央の住所は記載されずユニテの住所が記載されるのがあつうと言われるから U・D・T はかなり地方分権的な組織だと言える。

党中央の組織としては全国代議員会 (convention nationale)、指導委員会、執行委員会 (délégation exécutive) がある。全国代議員会は毎年一回開催され党の政策目標 (objectifs) を定め、指導委員会のメンバーを選出する。全国代議員会には全ての党員が出席できるが討論・採決に加わるのは代議員 (délégués) だけである。代議員はユニテに対してその党員数に比例して配分される。

指導委員会は全国代議員会で選出されるメンバー (四五人以内) で構成され、毎月一回開催され、「代議員会で定められた党の政策目標に基づいて党の指導を確保する」任務、とりわけ党内の規律を保つ任務を与えられている。代議員会と指導委員会の両者は党規約によってはっきり位置づけられた正式の党機関であるのに対して執行委員会は規約には何らうたわれない非公式の機関

である。執行委員会はルイ・ヴァロン、ルネ・カピタン (R. Capitan) から党創設にたずさわった二四名で構成され、これが党の実質的な権力を行使したと言われる。⁽⁶⁴⁾

以上に述べた地方の単位ユニテ、中央の諸機関の他に青年部 (section de jeunes) の存在を無視しえない。この党では青年や学生が重要な地位を与えられていて、パリ、グルノーブル、リル、マルセイユなどにおいては青年部がある。とくにパリ青年部からは三名が指導委員会のメンバーになり、さらにそのうちの一名は青年部代表の資格で執行委員会のメンバーになっている。⁽⁶⁵⁾

U・D・T の特徴の一つとして労働組合と親密な関係にあることをあげることができよう。党員で組合に加入している者の多くはキリスト教的友愛精神による経営者と労働者の協調を理念としてもつ C・F・T・C (フランスキリスト教労働者同盟) に加入しているが、C・G・T・F・O (労働総同盟・労働勢力派)、C・G・T (労働総同盟) に加入している者もいる。一九六二年に経済計画をめぐって党が討論会を開いた時には C・G・T 及び C・F・T・C の指導者が参加した。また、U・D・T の執行委員の中には C・F・T・C に属している者もいた。こういうわけで、U・D・T は労働組合と親密な関係にあり、労働組合を「左派を革新することができる唯一

料の勢力」と見て重視した。⁽⁶⁾

U・D・Tの思想ないし政策はどのようなものであろうか。二度にわたる代議員会（一九六〇年六月と一九六一年四月）にあらわれた資料（報告や決議）を中心にU・D・Tの考え方ないし政策を見ておこう。

(一) U・D・Tの位置づけ

先ず、U・D・Tは自らの党をどのように位置づけているであろうか。この点はとりわけドゴール支持政党U・N・Rとのちがいをどう認識しているかが興味あるところであらう。第一回全国代議員会の決議は党の公式の態度を次のように示した。「U・D・Tは、極めて多数の国民によってドゴール將軍に対して与えられた信任は、民衆とりわけ伝統的に左派に向う選挙民（*electorat traditionnellement orienté à gauche*）によって獲得されたことを想い起させる。U・D・Tはこれらの人々が議会の多数派に有効に代表されていなければならないことを確認する⁽⁷⁾。こう言つて、U・D・Tは自分たちが左派のドゴール支持者を結集する党であることを明らかにした。⁽⁸⁾ U・D・TとU・N・Rとのちがいは具体的には主としてその社会政策にあらわれると言えるがこの点は後にふれよう。

左派の政党と自分たちとのちがいについてU・D・Tは次のよう

に言っている。

「共産主義的解決は安易な解決方法だ。それは人間に基本的に必要なものに対する欲求——個人の自由をさす。筆者註——と物に対する欲求と、二つの欲求のうち前者は抑えつけ後者だけを認めるものである。共産主義のこの單純さとその目ざましい成果とは低開発国に対して共産主義を魅力あるものに感じさせた。しかし、フランスでは我々は新しい道を開かなければならない。人間を抑圧することなしに最少限の期間内に生産を増強することができることを示さなければならない。

U・D・Tは伝統的な左派の諸組織とは極めてはつきりと異なつたものであり、左派の有益な人々を自分たちの方に引き入れながら伝統的な左派の諸組織を乗り越える。U・D・Tは正しく強力な国家を樹立することを欲し、個人の自由を尊重し人間の価値をもつた文化に対する配慮を示す点で共産主義に對立する⁽⁹⁾。」

U・D・Tはまた「古典的なフランス社会主義」とは異なるとして、社会党とのちがいを次のように言う。

「U・D・Tは、自由に対する無政府主義的な侵害を好む傾向（*son goût des contre-relaxions anarchiques de la liberté*）及び有効性の不可欠な条件である強力な国家の建設に対して抱いている本能的

な恐怖心と闘う点で古典的なフランス社会主義と異なっている。⁽¹⁰⁾

(二) U・D・Tの経済・社会政策

次にU・D・Tの経済・社会政策を見ておこう。U・D・Tはこの点に関してU・N・Rと異なるところが大きく、第一回全国代議員会の決議は「時代遅れの社会構造と国家収益の現在の配分方法は国の統一を危険にさらしている」と政府の政策を批判し、「労働者に彼らにふさわしい地位を与える時期が来た」とした。⁽¹¹⁾ U・D・Tの経済・社会政策の主要なものは次の三点に見られる。

(1) 経済成長をはかることによって労働者の購買力を増大させること。自由業、上級幹部職及び商人は比較的高い率の配分を受けて来たのに対し、労働者は低い配分しか受けていない。その結果、労働者の購買力は一九六一年の初めに一九五七年の水準を回復したにすぎないものになっている。このように言つて、U・D・Tは労働者とともに賃金凍結政策に反対し、経済の高度成長政策をとることを提案している。⁽¹²⁾

(2) 計画化(Planification)の民主化。経済の高度成長をはかるためには計画が必要であるが現在の計画は欠陥をもっている。たとえば家庭用備品などの分野では過剰な投資がなされている一方で教育、住宅、工作機械といった分野では投資は十分になされて

いない。計画がこのような結果をもたらした大きな原因は計画が十分に民主的でないことと計画が強制的(Imperative)な力を有せず指標的な(Indicative)な力しかもたないことにある。このように言つて、U・D・Tは計画のもつこのような欠陥をなおすためには、一つには計画の制定に労働組合を参加させること、第二に計画は法律によって承認を受けるべきものとする必要があるとしてゐる。⁽¹³⁾

(3) 労働者の企業活動及び企業収益への参加。U・D・Tの機関紙『Notre République』の特別号『U・D・Tは諸君に語る』は「労働者の企業運営及び企業利益への参加」というタイトルの一項目を設けて党の考え方をつぎのように述べてゐる。

「企業の運営及び収益に対して労働者が参加する体制のみが『共同体感情』による失望からの解放」を可能にする。それは俸給生活者(salarie)というものをなくすることと共同資本に対する個人的所有部分に対して全ての労働者が持分をもつようにするという問題に関係する。個々の企業への参加だけでは十分でなく企業集団や国の段階でも参加が行われなければならない。個別企業への労働者の参加について言うと、労働者と企業の幹部は企業の貯蓄部分に対する所有権をもたなければ

ばならない。現在の会社の運営の仕方では企業の貯蓄による増資が行われているので株主の利益において労働者や企業の幹部の利益は侵されている。企業の収益に対する労働者の参加は法律によって義務的なものとされ且つ企業の自己資本金によって増資された利益にまで拡大されなければならない。

企業の管理 (direction) と規律 (discipline) について言う
と、企業においてもこれらは必要であるが、資本主義的生産形態が今もなお含んでいる社会的従属関係は今日では特別な必然性を全くもたない。⁽¹⁴⁾」

(三) U・D・Tのアルジェリア政策

最後にU・D・Tのアルジェリア政策を見ておこう。結論から言うと、U・D・Tはアルジェリアの民族自決政策を明確に支持しており、この点において党内の多数がアルジェリア植民地の維持に固執していたU・N・Rと態度を異にしている。先ず、一九五九年六月二日に「もしもアルジェリア人が我々とともにいたいと思わないならば誰もアルジェリア人をフランスに強制的に結びつけておくことは出来ない」とする、民族自決を認める態度を党として明確にしていた。⁽¹⁵⁾ また、一九六〇年六月(一一—一二日)の第一回全国代議員会の決議にはアルジェリア問題に関して次のような

内容がもり込まれた。

「(一九五九年)九月一日にドゴール將軍によって定められた民族自決の政策は国民の賛成と国際世論の助力を得たのであるから、もし多くの反対に出会わなかったならばすでに平和をもたらしていたであろう。行政部、軍部、政党、利益集団の中でこの民族自決政策を妨害する人々はアルジェリアの叛徒であるF・L・Nと同様に犯罪的である。民族自決政策は効果的に且つ誠実に実施されなければならない。この政策の前提条件として停戦が必要だが、停戦はフランスが闘っている相手との話し合いによってしか実現しない。U・D・Tはこの話し合いを成功させるために且つ民族自決政策をとることを明確に保証してもらうためにドゴール將軍に信任を与える。⁽¹⁶⁾」

右の決議には民族自決とともに直ちにアルジェリア側と話し合いをすべきだとのU・D・Tの主張が見られる。

第二回全国代議員会(一九六一年四月)においては、アルジェリア問題についての報告者A・デュタレット(A. Dutaret)はアルジェリア問題の解決方法として、党はドゴールに全面的に委ねるといふ方法はとらず、前回の全国代議員会で定められた「(アルジェリアの)相手との交渉を実現し且つ適切な接触の後民族自決

を保証する」という政治方針をもって党の将来の活動方針とする旨の提案をしている。⁽¹⁷⁾

またカピタンは、レフエレンダム直前の一九六一年一月五日の会合において次のように言った。「我々は独立したアルジェリアというはっきりと表明された構想を前にして後退してはならない。はっきりしたものの上に曖昧なものを投げてはならない。(アルジェリア側との) 交渉はレフエレンダムの翌日に開始されなければならない。⁽¹⁸⁾」

- (一) U. D. T., Convention Nationale, 1^o 1960, Rapport Moral (Louis Vallon), p. 3.
- (二) B. Cahen, op. cit., p. 90.
- (三) Ibid., p. 91—92.
- (四) Ibid., p. 67.
- (五) Ibid., p. 88—89.
- (六) Ibid., p. 98.
- (七) U. D. T., Convention Nationale, 1^o 1960, Motion, p. 1 (以下も同じ) U. D. T., Convention Nationale, 1^o 1960, Motion et Rapport 及び U. D. T., Convention Nationale, 2^e 1961, Rapport は共に Stanford University の Hoover Institution 所蔵の資料を複写していただいたものである。⁽¹⁹⁾

(8) U. D. T. の機関誌 Notre République の『U. D. T. は諸君に語る』というタイトルの特別号は同様の趣旨を次のように書いている。

ドゴールと彼を支持する大衆との間には大きな間隙 (vide) がある。U. N. R. はこの間隙を埋めていない。U. N. R. は、今もなお、ドゴールの名で右派的な多数派を議会にもたらした不調和な組織 (formation hétéroclite) のままである。U. N. R. にあっては若干の者のゴリスムは借り物であり他の者は真正のゴリスムだという状況がある。⁽²⁰⁾

- (9) U. D. T. はドゴールと彼を支持する大衆との間の間隙を埋め、曖昧なものを一掃し、ドゴールとともに新しいフランスの建設に尽力する大きな与党 (grand parti de gouvernement) になりたい。(L'Union démocratique du travail vous parle……, 1960. Numéro hors série de notre République, p. 6.)
- (10) U. D. T., L'Union démocratique du travail vous parle……, op. cit., p. 6.
- (11) U. D. T., Convention Nationale, 1^o, 1960, Motion, p. 1.
- (12) U. D. T., Convention Nationale, 2^e, 1961, Rapport sur la politique économique et sociale, p. 1—3.

- (13) U. D. T., Convention Nationale, 2^e, 1961, Rapport sur la politique économique et sociale, p. 4—5.
- (14) U. D. T., L'Union démocratique du travail vous parle op. cit., p. 34—36.
- (15) U. D. T., Convention Nationale, 1^e, 1960, Rapport sur les affaires algériennes (A. Dutaret), p. 1.
- (16) U. D. T., Convention Nationale, 1^e, 1960, Motion, p. 1.
- (17) U. D. T., Convention Nationale, 2^e, 1961, Rapport sur les affaires algériennes, p. 1.
- (18) U. D. T., Convention Nationale, 2^e, 1961, Rapport sur les affaires algériennes, p. 3.

第三節 U.N.R.—U.D.T.の成立

一九六二年四月にアルジェリア民族自決政策の可否を問うレフェンダムが行われたこと⁽¹⁾によってアルジェリア問題が解決し、一〇月には大統領直接選挙制の導入を内容とする憲法改正案がレフェンダムで可決された⁽²⁾。この憲法改正案のレフェンダムの直後一一月(一八日—二五日)に国民議会選挙が行われた。この選挙において、これまでは選挙戦に干渉せず、政党から超然としていたとの印象を与えるよう努めてきたドゴールは初めて選挙戦に干渉し公然と多数派への支持を求めた⁽³⁾。同時に彼はU.N.R

の総務ルイ・テルヌワールとU.D.T.の総務ルイ・ヴァロンを呼びゴリストが二つの政党に分れていることはもはや理由がないと考えていることを彼らに言った⁽⁴⁾。U.N.RとU.D.Tはこの選挙において独自の候補者(U.N.Rは三六二人、U.D.Tは三三人)を立てたのではあるが極めて親密な共闘を組んだ⁽⁵⁾。こうして両党は合せて二二九名の当選者を出すことができたのであるが、新しい会期の始まる前に両党の事実上の合併は成立していた⁽⁶⁾。一九六二年二月一〇日国民議会に提出された議員グループのメンバーのリストには「新共和国連合・民主労働同盟グループ」という新しい名称がつけられていた⁽⁷⁾。

両党の合併が成立した最大の原因はアルジェリア問題が解決されることによって左派のドゴール支持者がU.N.Rの外に別の組織をつくる理由がなくなったことにある。ドゴールがU.D.Tの結成を強く要請したのはアルジェリア問題解決のために自分を支持してくれる勢力をU.N.Rの中に求め難かったため、これを党外に求めたからだと言える。また、左派のドゴール支持者がU.N.Rに入らず別の党をつくったのはアルジェリア政策に関する意見の対立が最大の原因だったのである。こういうわけでアルジェリア問題が解決した後U.D.Tは極く自然にU.N.Rに吸収された。

U・N・Rはこの合併により、労働者階級の利益の擁護を主張しまた労働組合と結びつきの深い左派の人々を党内に抱え込むことになったから党の幅がひろくなった。それは同時に党内に異分子の存在を許すことにもなった。U・D・Tが社会経済政策をめぐって政府やU・N・Rに批判的であることは既に見たとおりであるが、旧U・D・Tの人々は合併後も党内において、党内左派としてまとまった動きをすることが少なくなく、U・D・Tの機関紙であった *Notre République* は合併後も引き続き発行されている。

(1) 一九六二年四月八日アルジェリア民族自決の可否を問うレフェレンダムが行われ、ドゴールは有効投票の九〇%の支持を得、これによりアルジェリア問題はようやく解決した。L'Année politique 1962, p. 37 et suiv.

(2) 一九六二年一〇月二八日大統領直接選挙制を内容とする憲法改正の可否を問うレフェレンダムが行われ、ドゴール大統領は有効投票の六二%強の支持を得て憲法改正案が可決された。L'Année politique 1962, p. 118—120.

(3) 彼は一月七日のラジオ・テレビ放送において、「あなたがたが（先に）賛成票を投ずることによって、我々の運命について為した選択を（今度は）人物を選択することによって確認することが出来るのだ。」(Charles de Gaulle, Discours et Messages, op. cit., T. N, p. 44.) と呼びか

けて、先のレフェレンダムでドゴールの提案を支持したU・N・Rなどに投票するよう国民に訴えた。cf. L'Année politique 1962, p. 122—123.

(4) J. Charlot, L'U. N. R., op. cit., p. 261.

(5) 第一回選挙が行われた翌日U・N・RとU・D・Tとは「それが可能な至る処で共産党に対して道を塞ぐ」ことを定めた。その夜両党の責任者に宛てた指示は共産党の候補者が勝利する恐れのない場合には候補者を維持すること、党の候補者の存在が共産党の候補者を勝利せしめる恐れのある場合には、党の候補者よりもより当選する可能性の強い「国民的」(national) 候補者を当選させるために党の候補者の候補取り下げを行うことを厳しく指示していた。(L'Année politique 1962, p. 127.)

(6) L'Année politique 1962, p. 136. もちろん両党の合併によって、U・N・Rが議決機関である党大会ないし全国代議員会（これらの機関については第四章第二節参照）を臨時に召集するということはしていない。

また合併後初めて開かれたU・N・Rの全国代議員会（一九六三年五月一八日—一九日）において（cf. L'Année politique 1963, p. 50 et suiv.）一九六三年一月二日—二四日のU・N・R—U・D・Tの党大会においても（cf. L'Année politique 1963, p. 91 et suiv.）両党の合併によって議論されてはこなかった。これらの事実もU・N・Rに

とってU・D・Tとの合併は余り重要な事柄とは考えられていなかったこと、U・N・Rが議員中心の政党で議員以外の一般黨員を結集する党大会や全国代議員会が重きをおかれていなかったことを示すものと言えよう。

(7) このリストは *L'Année politique 1963*, p. 691.

(8) 一九六七年三月には旧U・D・Tの人々は社会経済政策をめぐって政府ときびしく対立し、ルネ・カビタンはドゴール大統領にボンピドゥー首相を代えるように要求しさえした。(Le Monde 26 et 27 mars 1967, cf. A. Claisse, Le Premier ministre de la V^e République, L. G. D. J., 1972, Paris, p. 358.) また一九六七年十一月の第四回党大会の前にルネ・カビタンやルイ・ヴァロンなど旧U・D・Tの有力な人々はこの大会に出席しないとの態度を示し党内多数派との対立をあらわにした。(L'Année politique 1967, p. 77—78.)

第三章のまとめ

第四共和制の末期に左派のドゴール支持者の結集の動きが見られるようになり、一九五八年七月左派のドゴール支持者を結集する新しい政党として「共和主義改革派」(Centre de la Réforme République) が生れた。左派のドゴール支持者たちが既存のドゴ

ール支持政党U・N・Rに加入しないで独自の政党をつくった最大の理由は左派のドゴール支持者にはアルジェリアの独立を認めるべきだと考えている人が多かったのに、U・N・Rの中にはアルジェリア統合論者が多かったということにある。

共和主義改革派は一九五八年十一月の国民議会選挙に候補者を擁立したが大敗北を喫し、党を解体しようとの声が党内に支配的になった。しかし左派のドゴール支持者たちが独自の組織をもつようにとのドゴールの強い要請を受け容れて、ドゴールの助力によってこれまで共和主義改革派の外にいた有力な左派のドゴール支持者(ルイ・ヴァロンやルネ・カビタンなど)をも含めて従来よりもより強力な左派のドゴール支持者の政党を結集することになった。こうしてドゴールの強力な援助をうけて、左派のドゴール支持者の全てを結集する政党として、一九五九年四月にU・D・T(労働民主同盟)は結成された。

U・D・Tの主張する政策はU・N・Rのそれとも伝統的な左派のそれとも異なるものであった。U・D・Tは社会政策をめぐってU・N・Rと立場を異にし、労働者の地位向上のため労働者を企業運営及び企業利益に関与させるべきだとした。またU・D・Tはアルジェリア問題については早くから民族自決政策の支持をはっき

りと打ち出して、多数のアルジェリア統合論者を党内に抱えているU・N・Rとは違っていた。U・D・Tは共産党とではU・D・Tが個人の自由を重視する点で異り、社会党とは強力な国家の建設を志向する点で異るとして自分の党を位置づけている。

アルジェリア問題が解決した後、一九六二年十一月の議会選挙の時、ドゴールの要請もあってU・N・RとU・D・Tは親密に協力し合い選挙後両党は合併した。U・N・Rはこの合併によって、労働者階級の利益の擁護を主張する左派の人々を党内に抱えこむことになり党の幅が広がった。

第四章 党機構

ゴースト政党は議員を中心とする政党であり、とくに国民議会において大きな力を占めていることから、ひろく党の機構という場合党の議員グループの組織と党自体の組織とを取り上げる必要があるが、本稿では議員グループの組織については第五章で扱うことにする。

本章では先ず党員及びこの党を支持する選挙人の特徴を考察し、ついで議決機関である全国大会(Assemblée nationale)及び全国代議員会(Conseil national)、執行機関である中央委員会(Comité

central)、政治委員会(Commission politique これは後には執行局(bureau executif)と呼ばれるものになる)及び党総務(secrétaire general)、地方組織の各々についてその構成と権限を見ていこう。

第一節 党員及び党支持者

結成当時U・N・Rは入党を制限するという方針をとっていた。

一九五九年一月党総務から地方の幹部に宛てた回状は「U・N・Rが誰にでも門戸を開いているわけではないということが全ての人々の目にはつきりしていなければならない」とし、さらに続けて

「統制しがたくかつ党の統一と評判にとって危険な大衆を入党させるよりも良質な人物(qualité)、すなわち医師、技師、専門家、青年、労働組合活動家、職業組合活動家など地方の幹部を入党」させることに努めなさいと言っていたのである。⁽¹⁾

しかしながら、大衆の入党を制限しようとの方針はまもなく変更された。一九五九年二月三日の党総務からの回状は六月一八日——二日に第一回全国大会を開くとし、五月一五日迄に入党を認められた党員の数が全国大会の代議員の配分の基準となる旨を伝えた。⁽²⁾

入党の手続は初期においてはかなり複雑であった。入党志願者は先ず選挙区レベルでの入党委員会によって審査される。入党委

資料

員会が入党に反対の場合は党費が入党志願者に返還される。入党委員会が入党に賛成の場合は県入党委員会、全国入党委員会の審査を経て「全国カードへの登録」の後入党が最終的に認められた。⁽³⁾ 入党手続はその後より簡単なものになり、審査は県入党委員会の審査が最終のものとなった。

同党の黨員数は正確には把握しがた
い。J・シャルロによれば一九五九年三月に七千人、一九六三年一月に八万六千人である。⁽⁴⁾ 党の発表によれば、一九六三年一月の党大会の時に一五万人である。⁽⁵⁾

ゴリスト政党——はじめに定義したように、一九五八年のU・N・Rから一九七四年のU・D・Rに至る政党——の選挙人はどんな特徴をもった人々であらうか。雑誌『世論調査』⁽⁶⁾などの資料

別表1 どの政党に投票するか (1965年)

		フ ラ ン ス 全 体	U ・ N ・ R	共 産 党	社 会 党	ラ ジ コ ー リ	独 立 共 和 派	Centre national des independants	M ・ R ・ P	回 答 な し
性	男	47.5	48	61	63	64	49	55	47	40
	女	52.5	52	39	37	36	51	45	53	60
	20 ~ 34 才	29.5	24	33	27	25	32	26	29	36
	35 ~ 49 才	26.5	27	32	28	26	29	28	27	29
	50 ~ 64 才	26.2	27	23	27	32	25	28	26	24
	65 才以上	17.8	22	12	18	17	14	18	18	17
		100	100	100	100	100	100	100	100	
職 業	・農 業	16.5	13	8	15	17	17	20	25	17
	・商 工 業	4.7	11	5	6	14	9	13	9	11
	・自由業・幹部職	10.1	5	2	4	4	7	8	4	4
	・事務労働 (Em- ployés)・中間幹部	15.0	20	17	19	18	17	15	14	17
	・労働者	31.4	27	51	33	25	31	20	25	30
・無 職	22.3	24	17	23	22	19	24	23	21	
		100	100	100	100	100	100	100	100	100

(I. F. O. P., Sondages 1966, N° 2, p. 12—13.)

フランス第五共和制下のゴースト政党の構造と特質 (二)

に基づいて若干の特徴を記しておく。
う。

先ず第一に各政党の支持者を男女の別、年令別、職業別に分けてその割合を出してみると諸政党の中でゴースト政党の支持者がフランスの成人全体の姿に最も近い(別表一及び別表二参照)。たとえば職業について見ると、一九六五年と一九六七年のいずれの調査においてもゴースト党の支持者は、労働者の割合がやや小さく無職の者の割合がやや大きいということがあるが、大体においてどの職業の者からも満遍なく支持を得ていると言える。⁽⁸⁾

第二に、ゴースト政党においては、党が獲得する票の大きさが大きい割には黨員の割合が小さい。すなわち黨員率(選挙権+有権者)は一九五九年六・四%、一九六三年一三・七%であり、他の政党M・R・P(人民共和派)の三二%、S・F・I・O(社会党)の五〇%に比べ著しく低い。⁽⁸⁾

第三に、これは社会党の選挙人との対比でしかないが、ゴースト政党の選挙人の支持の方がいわゆる浮動票が少なく安定している(別表三)。

別表2 どの政党に投票するか (1967年2月)

		Centre democrat	左派連合	共産党	ドゴール派	フランス全体
性	男	58	53	57	42	48
	女	42	47	43	58	52
年令	20 ~ 34 才	34	30	38	29	30
	35 ~ 49 才	25	27	27	26	26
	50 ~ 64 才	24	27	21	26	26
	65 才以上	17	16	14	19	18
		100	100	100	100	100
戸主の職業						
	農業	25	14	9	16	17
	工業	11	9	6	11	10
	高級幹部・自由業者	5	5	2	5	5
	事務労働・中間幹部	16	18	15	16	15
	労働者	25	33	49	28	31
	無職	18	21	19	24	22
		100	100	100	100	100

(I. F. O. P., Sondages 1967, N° 3, p. 52.)

別表3 ゴーリスト政党の選挙人と社会党の選挙人

○ 1958年以降24回の選挙のうち何度くらい多数派の候補者に投票し、またはドゴール將軍の指示に従って投票したか。 ○ 同様に1958年以降何度くらい社会党の候補者(名簿)に投票し、または社会党の指示に従って投票したか。		
結果	ゴーリスト政党	社会党
1回 ~ 5回	40%	49%
6回 ~ 20回	14%	17%
ほとんど常に	46%	34%
(多数派に一度も投票したことがないと答えた者 社会党に一度も投票したことがないと答えた者)		34% 52%

(I. F. O. P., Sondages 1973, N°1, p. 45.)

- (1) J. Charlot, L' U. N. R., op. cit., p. 115—116.
- (2) Ibid., p. 117.
- (3) Ibid., p. 115.
- (4) Ibid., p. 116.

(5) P. Avril, U. D. R. et Gaulliste, dossiers Themis, P. U. F., 1971.

(6) Institut Français d'Opinion Publique (I. F. O. P.),

Sondages 年四回発行。この雑誌は世論調査の結果が載る専門誌であり、ゴーリスト政党に関するものとしては本文に記したものの他にも興味ある調査結果が載せられている。

たとえば、多数派を支持する理由として「政府の安定」(二五%)と「政府が良い働きをしているから」(二五%)という理由をあげる者が多いこと(一九六八年二号一九頁)、U. D. V. についてのイメージでは「最も有効」(四四%)

「最も良い指導者を有している」(四二%)ことをあげる者が多い(共産党については「最も有効」とするもの一〇%)、

「最も良い指導者を有している」とする者七%であり、左派連合については「最も有効」とする者一八%、「最も良い指導者を有している」とする者一四%である)。「最も社会的」とする者は割合少い(二%、左派連合を「最も社会的」とする者は二八%、共産党一九%である)こと(一九六八年二号二一—二三頁)、多数派を支持する者の中にはクリスチャンが多い(「自分がクリスチャンだと思ふか」

との質問にウイと答えた者は多数派支持者の九四%である。ちなみに共産党支持者では七四%)こと(一九七三年一号二三頁)、ドゴール派政党に投票した者の他の政党に対する意識として、恒常的にドゴール派に投票する者は共

産党及び社会党に対してネガティブな意見をもつ者が多い(前者に対しては八三%、後者に対しては六三%)こと(一九七三年一号四七頁)などが最も興味深く思われた。

- (7) cf. A. Dubanel, *La structure sociologique de l'électorat*, I. F. O. P., Sondages, 1966, No 2, p. 6., J. Charlot, *Le phénomène gaulliste*, Fayard, 1970, p. 67-76. (邦訳、野地孝一訳『保守支配の構造』、みすず書房、一九七六年、七一—八二頁。)

(8) J. Charlot, *L'U.N.R.*, op. cit., p. 122.

第二節 党組織

一、全国大会

党則⁽¹⁾によればこれが党の最高の機関である。全国大会はその任務として、(一)「党の全般にわたる活動(action general)と政治的方向(orientation politique)を定める」(一九六三年の党則一三条、一九六七年の党則一三条)任務と(二)中央委員会のメンバーなどの役員を選任する任務(一九六三年の党則二二条、一九六七年の党則二二条)とを与えられている。

全国大会は中央委員会のメンバー、全国代議員会のメンバー、地方の代表で構成される。(一九六三年党則一六条、一九六七年党則一七条)

党の全国大会はこれまで一九五九年、一九六一年、一九六三年、

一九六七年、一九七一年、一九七三年開かれた。これらの全国大会の様子を示しておこう。

第一回党大会は一九五九年一月一三日——一五日にボルドーで開かれた。アルジェリア問題が最も大きな論争のテーマとなった。この問題をめぐってアルジェリア統合を主張するスーステルらと他の指導者の対立があったことは先に記した(第二章五参照)のでここでは略する。

総務シャランドンが一般政策の報告をなした。彼は「共産主義者を前にして、『第五共和制にノスタルジィを抱いている人々』を前にして……、U・N・Rは第五共和制の大きな政党、政府と世論の連結線でなければならない」と言った。ついでシャランドンは必要な綱領の項目としてアルジェリア政策、経済及び社会政策、「現在の保守主義から出る」ことを意味する経済拡大政策を数えあげ、次のように結んだ。「ドゴールの活動を支持するためだけでなく、ドゴールの遺産を受けるためにも、我々はドゴールを必要としているし、ドゴールは強力且つ結合した(uni)U・N・Rを必要としている。」⁽⁶⁾

国民議会議長シャパン・デルマスと首相ドブレも演説をした。シャパン・デルマスがその後党の基本的なあり方を決定する様になる「大統領領域」と「開かれた領域」の理論を打ち出したこと

料は既に触れた。

ドブレは閉会演説をしたがその中で彼は従前の体制を激しく批判した後で、アルジェリア問題については「ドゴール將軍によって開かれた道」しかないとして党の一致した支持を求めた。⁽⁶⁾

第二回全国大会は一九六一年三月一七日——一九日にストラスブールで開かれた。この大会ではもはやアルジェリア問題については余り論議しなかった。それは大統領に専ら委ねられた問題だとするいわゆる「留保領域」の理論が党内を支配したからである。それ故、経済・社会問題に議論が集中した。首相、国民議会議長、若干の政府のメンバーが政府の計画に関していろいろな演説をした。ドブレ首相は政府がこれから為そうとしている社会・経済政策を述べた。⁽⁷⁾

この全国大会は首相の同意を得て大統領直接選挙制への改革・経済評議会 (Conseil économique) を廃止し、元老院を改革してここに経済界や組合の代表者を入れるとする構想を採択した。⁽⁸⁾

第三回全国大会は一九六三年一月二二日——二四日にニースで開かれた。

この全国大会では第五共和制を讚美する映画が上映されたり党外の著名な建築家や小説家が招かれるなどお祭りの側面がはじ

めてあらわれた。⁽⁹⁾

この全国大会で党の側から重要な演説をしたのは元党総務のシャランドンと党総務のボームル (J. Baume) であった。シャランドンは「経済拡張の管理」と題する演説をし、政府の経済安定化計画が成功しつつあるとし、U・N・Rの政府支持を訴えたが、この演説の中で彼は「民主主義はもはや時代遅れのイデオロギーの中にはない」ことを強調した。⁽¹⁰⁾ ボームルは基調報告をしたが、この中で彼は伝統的な政党の活動を厳しく批判した。「言葉の民主制はしだいに管理と参加の民主制に席を譲りつつある。統治者と政党が判断されるのはその行動と結果に基づいてなのである」とし、イデオロギーの時代は過去のものになったとした。彼は自分たちの党は「国の変化と若い世代の願望に対応する新しい政治組織である」とした。⁽¹¹⁾

前首相ドブレ、首相ボンピドゥーが長い演説をして、党の団結と政府への支持を訴え、友党独立共和派の党首モンドン (Mondon) が両党の連帯を説いた。

この全国大会における中央委員の選出において旧U・D・Tの人々の不満が生じた。全国大会が選出する一七人の中に旧U・D・Tの者は二人しか入っていなかったからである。結局のところ、こ

の問題は全国大会で選出されなかった者が中央委員会の互選によって選ばれることになって争いはおさまった。⁽¹²⁾

この全国大会について、「党はその全国大会を党の団結を誇示し従弟たる独立共和派との間に保っている連帯を誇示しようとした。この成果が達せられたのは確かである」と政治年鑑は報じた。しかし、ルモンド紙は「用意された三千の座席のうちしばしば二千以上が空いていた」と記して、この全国大会が盛りあがり欠けていたことを伝えた。

第四回全国大会は一九六七年一月二四日—二六日にリルで開かれた。この党大会には四千人の代表が集まった。前回の党大会の時からすでに政策の討論に重きをおかないという傾向が生じていたが今回の党大会ではこの傾向が一層著しくなり、多くの演説はいずれも反共と党への結束の呼びかけに終始している。

最初に演説をしたのは国民議會議員の R・ブジャードであった。彼は冒頭から共産党の非難を始めた。彼は共産党を「演説においては進歩的だが計画 (programme) においては保守的な、時代錯誤的で危険な政党」⁽¹³⁾ だとした。

ドゴール支持の青年組織「進歩のための青年連合」(Union des jeunes pour le progrès) の会長 R・グロスマン (R. Grossmann)

はフランスの青年の四七%から五〇%はドゴール支持を表明しているがこの人々のドゴール支持は過去の想い出や感情にもとづくものというよりは理性と熟慮にもとづくものである。こう言って彼は党が、選挙において戦術的に勝利を得ることだけを目的とする保守党になってはならないと言った。⁽¹⁴⁾

元党総務のシャランドンはこう言った。党の目標はマルクシズムを望まない全ての人々を結集することである。ところで、ここ一〇年来党の原動力は感情、すなわち国家元首ドゴール個人に対する永遠の愛着であった。しかし今日感情は理性に席を譲らなければならぬ。我が党が人々、とりわけ若い世代の人々の支持を得るためには、登録の議院 (chambre d'enregistrement) にすぎない議会、エキストラ (figuration) の役割しか果たさない党というのは違った印象を人々に与えなければならない。こう言って彼は異議申し立て (contestation) を広く許すような党のあり方を確立することを提案し、英国の体制と異なり首相が党によってではなく大統領によって選ばれるフランスの体制の下では、党の下部の意見を代表する強力な執行部を設ける必要があると言った。⁽¹⁵⁾ もっとも党大会がこのシャランドンの提案を受けて討論した形跡はない。

元首相ドブレと首相ボンピドゥーはともにドゴールの後継者の有力な候補者であり、二人はこの全国大会で互いに張り合ったと言われている。⁽¹⁸⁾ そのドブレはゴリストには三つの方向の闘いがあると言った。第一は国家のための闘いである。ドブレは国家の権威が必要だということを強調し、個人的権力 (*Power personnel*) なしには政府は存在しないし、無条件の支持者なしに民主制は存在しないとし、無条件の支持、忠誠が必要だとした。第二は進歩のための闘いである。ドブレはこの一〇年間住宅、病院、自動車道路などの面でフランスは進歩して来たとし、この方向での努力をつづけるためにドゴールを援けるように訴えた。第三の闘いは国家の独立へ向う闘いである。彼は国家の潜在的な力は国民が国家について明確な意識をもつことに依存すると言い、この面でドゴールを援けるように訴えた。⁽¹⁹⁾

ボンドゥー首相は先ずこの全国大会を「U・N・R—U・D・Tの変化と拡大に大きな役割を果たす」大会だと呼んでその重要性を強調する言葉で演説を始めた。彼は、この大会を「ゴリスム後」の大会だと呼んでいる人がいるが、ドゴールは国民の意思によって五年間の任期で国家元首の地位に就いたのだから決してそうではないと言い、我々がここに集まったのは彼に對する我々の全面的

信任を与えるためであるとした。次いで彼は、人々は「使い古された反共主義」 (*anticommunisme éculé*) について言うが、「フランスにおいては、使い古されたのは百年以上も経った、政治的及び経済的に進んだ国に適應しないイデオロギーである共産主義なのだ」と言った。最後に彼は自分たちは「保守的右派の代表者」だと言う人がいるが自分たちは毎日古い構造を覆えているのであり、かつての動脈硬化症にかかったフランスを統治していた人々及び諸政党がそのようなことを言うのはこっけいだと言論した。⁽²⁰⁾

第五回全国大会は一九七一年一月一日—二日ストラスブルで開かれた。この度は六千人の代議員が集まった。一九六三年の第三回大会の時すでにお祭的な要素が生じていたがこの大会もそうで四〇カ国の代表が大会に招待され、報告は映画で説明が付けられた。⁽²¹⁾

大会には「外国人を前にしたフランス」、「フランスを前にしたU・D・R」そして一九五八年以来一三年の歩みを総括する「現実化の貸借対照表」に関する三つの報告が出され討論がなされた。シラク (Chirac) とトマジニ (Tomassin) がボンピドゥー大統領への忠誠を訴え、大会の最後の日にシャパン・デルマス首相が演説

した。大会は最後に次のような決議を採決した。U・D・Rは「全
てのカテゴリーの市民を結集し、国家元首（大統領）がフランス
人民によって委ねられた職務を遂行するのを助けることに貢献し
なければならぬ。」⁽²⁵⁾ この大会は党指導者にとつて、一九七三年
の選挙に向けて党の動員をはかるためのものであったと政治年鑑
は報じた。⁽²⁶⁾

第六回全国大会は一九七三年一月一七日——一九日にナント
で開かれた。この大会には五千人の活動家が集まったがこの度は
若い人の数が多いのが目立ったといわれる。⁽²⁷⁾

この大会においていくつかの派の存在が目立った。大会では元
首相ドブレ、元首相シャパン・デルマス、元國務長官メスメル（P.
Messmer）、前首相クローヴ・ド・ミュルヴィル（Couve de Mur-
ville）などが主要な演説をした。ドブレとシャパン・デルマスが
とくに大会代議員の喝采を得、二人が党内の指導権を得たとルモ
ンド紙は報じた。⁽²⁸⁾ この大会では社会問題への関心が示され、「機
会の平等」「労働者の生活の条件と特質」「連帯と経済の進歩」の
三つの小委員会が開かれたがこれらの問題について全国大会の決
議は何らなされていない。

以上六回にわたる全国大会の様子にざっと目をおして来たが

ゴースト党の全国大会の特徴は次の点に見ることができるよう
に思われる。(一)全国大会で一番重要な演説をするのは党総務では
なく首相や元首相（一九六三年の以後はあい）や国民議会議長で
あった。これらの人々の演説の中心は当然にも政府への忠実な支
持を求めるものであった。(二)外交の問題はもっぱら大統領に委ね
るべきだとする考え方が確立されたため外交問題については第二
回大会以後全国大会では全く議論されない。(三)内政についても政
府を実質的に拘束するような具体的な決定は何もしていない。⁽²⁷⁾ 四
第三回大会において政策の討論に重きを置かない傾向が見られる
ようになったが、第四回大会以後においてはほとんど政策の討論
はなされなくなった。

以上のことから言えることは、現在では全国大会は実質的な決
定機関ではなく、党の下部機関を拘束する機能も果しえず、首相
などが一般黨員の団結と忠実な政府の支持を訴える場になってい
るといふことである。

二、全国代議員会 (Conseil National)

これは全国大会に次ぐ決定機関で、「全国大会でなされた決定
の適用を監視する」(一九六三年の党則の二三条、一九六七年の
党則の二四条) ことを任務とする。

料 この全国代議員会の構成メンバーは一九六三年の党則（二四条

二項）に従うと次のとおりである。

資 ○党所属の国会議員、経済・社会評議会のメンバー ○県連合

会 (union départementale) の総務及び県連合会によって指名されたメンバー（その数は各連合会の黨員数に比例して中央委員会によって定められる） ○県委員会 (comité départemental) の

長（県委員会の長が他の資格で全国代議員会のメンバーになっている場合は県委員会によって代りの者が指名される） ○中央委員会の提案に基づき全国代議員会によって選ばれる黨員（全国代

議員会の全体のメンバーの二〇分の一以上）

全国代議員会の構成メンバーは一九六七年度の党則の下では右のものとは大分変わってくる。一九六七年度の党則の下で党所属の国会議

員、経済・社会評議会のメンバー、県連合会の総務、県委員会の長が構成メンバーになることは一九六三年の党則の下におけるのと全く同一である。党所属の政府のメンバー、中央委員会のメン

バー（国会議員でない者）が新たに構成メンバーになった。逆に、県連合会が全国代議員会の若干のメンバーを指名する制度と

県委員会の長が他の資格で全国代議員会のメンバーになっている場合は県委員会が代りの者を指名する制度は廃止された。若干

のメンバー（全体の二〇分の一以上）が中央委員会の提案に基づき全国代議員会によって選出される制度は全国代議員会のメンバ

ー全体の一五%以内が中央委員会によって選ばれるというように若干変更された。一九六七年度の党則の改正で全国代議員会の構成員に関して生じた変化は、地方組織の役割の減少と中央委員会の役割の増加がもたらされたことである。全国代議員会は一九六三年の党則では一年に二回以上開くことになっていたが、一九六七年度の党則では一年一回以上になった。

全国代議員会について、政治年鑑に取り上げられている比較的重要な会合について、その実際の運営を見ておこう。

一九六一年二月一六日——一七日に開かれた全国代議員会は

将来の国民議会選挙の準備とO・A・Sをめぐる議論が展開されたが、いずれの問題でもダブル首相が重要な発言をしている。全国代議員会は最後に「共産党の破壊的な煽動の口実として使われ

る叛逆的な策謀を押しつぶすために、全国代議員会は全てのフランス人男女に今までより一層、共和主義的自由と國の運命の保証

人であるドゴール將軍の囀りに結集するように呼びかける」との「決議」(motion)をなした。⁽²⁸⁾

一九六三年五月一日に開かれた全国代議員会ではボンピドゥー

首相、ドブレ前首相そして党総務ボーメル (J. Baume) が演説をして政府に対する支持、忠誠を訴えた。最後に、所得政策の必要性を確認し、退職年金を補充し失業保障をなす為に不動産に関する投機的な利益に対する徴税を主たる財源とする「基金」の創設を考慮するとの「決議」をなした。⁽²⁸⁾

一九六六年六月二十七日に開かれた全国代議員会においてもボンピドゥー首相や前首相ドブレの演説が中心になったことはこれまでのと同じであるが、この代議員会においてルネ・カピタンとルイ・ヴァロンの旧U・D・Tの二人が企業における労働者の地位の向上のために、企業収益に対する労働者の関与を認める企業改革をなすべきだと発言した。しかし二人は他の代議員に対して発言を求めたこともしなかったし、全国代議員会はこの点について何らの決定もなさなかった。⁽²⁹⁾

一九六九年一月二十八日—三〇日に開かれた全国代議員会においては一代議員 (国民議會議員スウシャル R. Souctan) からストライキ権の制限について「私はストライキ権は時効にかからないと思いたい」との発言があった。この発言は多数の拍手喝采を受け、ある代議員 (Walt-Curiel) は社会的紛争を解決する手段としてのストライキ権の制限には疑問があると述べたがそれ以上

この問題について討論されることはなかった。⁽³⁰⁾

一九七〇年六月二十五日—二十七日の全国代議員会においては党の主体性を求める人々とシャバンリデルマス首相がかなり激しく対立した。国民議會議員トマジニ (Tomassin) が、多数派はいつも何一つ選択の余地のない状況に置かれてきたと政府を非難した。党総務ブジャードはこれを受けて政府に対して「多数派と協議する事例」をもっとふやして欲しいと言った。これに対してシャバンリデルマス首相は、普通選挙によって選出された大統領が多数派の助言によって助けられる政府に執行させる綱領を提案した。それ故首相が政府と多数派の間のあらゆる不信が一掃されることを要求するのだと答え譲歩の姿勢を全く示さなかった。⁽³¹⁾

以上、全国代議員会の運営の実際を見たが首相や前首相が会議をリードしていることや政策についての議論が少なく具体的な事柄について決議をすることがほとんどないことなど全国大会によく似た状況にある。

三、中央委員会

U・N・R ははじめ連合組織として出発したため (第一章第二節二、三参照) 党成立当時は、諸組織の代表者と二人の大臣で構成された中央委員会が決定機関及び執行機関を兼ねた党の最も重要

料な機関であった。アルジェリア問題をめぐる党内の論争も主にこ

こで行われた(第二章、とくに、二二三、四、六参照)。しかし党内の民主化の要求を容れて一九五九年一月の全国大会以後、中央委員会のメンバーの一部は全国大会で選出されることになり、その

メンバーは急激に増え同時にその役割にも変化が生じた。

中央委員会の任務は一九六三年の党則(三二条)によれば次のとおりである。(一)全国大会及び全国代議員会によって定められた綱領(Directive)に従って党を指導(Direction)する。(二)県連合

会の提案に基づいて、候補者の公認及び立候補取下げの決定をする。(三)全国紛争委員会(Commission nationale des conflits)の意見を聞いたのち規律違反に対する制裁を宣言する。(四)全国大会及び全国代議員会の開会を準備する。

一九六七年の党則(二八条)の下においても中央委員会は右の権限を全てそのまま与えられている。ただあらたに党則を補うために必要な規則を定めること及び党が党の目的に類似した目的をもつ組織、とくに青年組織と協力して活動をする条件を定めるという二つの任務が加えられた。

中央委員会の構成メンバーは、一九六三年の党則(三二条)によると次のとおりである。

(1) 国民議会及び元老院の党所属の議長 ○党所属の大臣及び國務長官 ○国民議会及び元老院の議員グループの会長、経済・社会評議会の代表者一名 ○元党総務、元大臣

(2) 全国大会で選出される五〇人の国会議員でない者及び三〇人の国会議員(ただしこれらのメンバーは、地方の代表者の手によってつくられた国会議員でない者については一〇〇人、国会議員については六〇人の候補者からなる候補者名簿の中から選ぶことになっている)

一九六七年の党則(二九条)の下で中央委員会の構成メンバーは右に記したものとはかなり大幅に変わる。それは次の四つのカテゴリーの者で構成される。

(1) 四〇人の国会議員。このうち一〇人は全国大会で選出され、二五人は国民議会の議員グループによりこの中から選出され、五人は元老院議員グループによりこの中から選出される。

(2) 全国大会で選出される一〇人の国会議員でない者、地方の代表により選出される二三人の国会議員でない者。

(3) 次にあげる法定メンバー。首相、元首相、国民議会の議長及び元議長、首相に指名される大臣一名、国民議会議員グループ会長、元老院議員グループ会長。

フランス第五共和制下のゴースト政党の構造と特質 (二)

(4) 互選によるメンバー。以上の三カテゴリーのメンバー全員の一五%以内を上記三カテゴリーのメンバーが選出する。中央委員会のメンバーを法定メンバー、選挙により選出されたメンバー、互選されたメンバーと分けて見ると別表四のとおりである。

中央委員会は党則に定められた活動を実際には初期にしか実行しえなかった。一九五八年一月の議会選挙において候補者を決定したのは中央委員会であったし、デルベックやスーステルの排除にあたっては中央委員会が何度も開かれた。しかし、その後中央委員会のメンバーが別表のように大幅にふえたため、中央委員会は党則どおりの任務を果たしえなくなり、しだいにその任務を中央委員会の内に設けられた(一九六三年党則三四条)政治委員会(Commission politique)に委任するようになった。⁽³³⁾

中央委員会の実際の運営において重要な発言をしているのは首相や前首相で、次いで大臣である。党総務は重要な発言をすることはわりあい少ない。⁽³⁴⁾

四、政治委員会(後に執行局(Bureau exécutif))
政治委員会が最初に設けられたのは一九五九年七月のことであり、⁽³⁵⁾一九六七年の党則でこれが執行局と改称され中央委員会の外

別表4 中央委員会の構成メンバーの変化 (1963年迄)

	創 立 者	1959年10月	1959年11月の党大会後	1961年3月の党大会後	1963年11月の党大会後	
1 法定メンバー	13(100%)	22(34%)	10(17%)	22(37%)	34(22%)	
内訳	大 臣	3	6	7	7	25
	国 会 議 員		4	3	11	5
	党 機 関	10	12	—	4	4
2 選挙によるメンバー	—	42(66%)	50(83%)	60(63%)	80(53%)	
内訳	国 会 議 員	—	19	25	30	30
	非 国 会 議 員	—	23	25	30	50
3 互選によるメンバー	—	—	—	—	39(25%)	
内訳	国 会 議 員	—	—	—	—	17
	非 国 会 議 員	—	—	—	—	22
	13	64	60	82	153	

(J. Charlot, L'U. N. R., op. cit., p. 226.)

料にこれとは別個の機関として設けられるようになる迄は政治委員

資 則自体は政治局の固有の任務を定めておらず、「中央委員会と政

治局は各々の活動規則を決定する」(二三八条)として、政治局の
権限をどうするかは中央委員会会の決定に委ねていたのである。

一九六七年の党則の下で、執行局は「中央委員会会の決定の執行
に常時注意を払う」、「中央委員会が開かれていない時に中央委員
会の権力を行使する」(ともに三五条)という任務を与えられた。

これらは当初は中央委員会自体が行使していた権限に他ならな
い。

一九六三年の党則の下で政治委員会は次の者で構成される(二二
四条)。

(1)法定メンバーとして党所属の大臣及び議院の議長、国民議
会のU.N.R.—U.D.T議員グループの会長、党総務、会計
(*Treasurer General*)、元党総務、党所属の元大臣及び元國務長官。

(2)中央委員会が選出する一六人のメンバー。

一九六七年の党則の下の執行局のメンバーは右と余り変らない。
それは次の者で構成される(二三四条)。

(1)法定メンバーとして、中央委員会の法定メンバー、党総務、

党会計 (*Treasurer national*)

(2)中央委員会によって選出される一
八人のメンバー。

政治委員会においては法定メンバー
が過半数を占めていることが注目され

るが(別表五参照)、この法定メンバ
ーは一九六七年の党則を例にとれば、

首相、元首相、党所属の国会の両議院
の議長及び元議長、首相に指名された

大臣、国民議会議員グループの会長及
び元老院議員グループの会長であり全

て党機関以外の者である。一九六三年
の党則の下でも、党総務、元党総務、

会計が入っているだけであとは全て党
機関外の者で占められている。政治委

員会はまもなく真の権力をもたなくな
り、「諸決定は政治委員会の外でなさ

れ、例外的な場合を除けば政治委員会
は真の討論なしに議会の外でなされた

別表5 政治委員会のメンバーの内訳

	1959年11月 (ボルドー大会後)	1961年3月 (ストラスブール大会後)	1963年11月 (ニース大会後)
法定メンバー	12人	16人	47人
選挙されたメンバー	8人	12人	16人

(J. Charlot, L'U. N. R., op. cit., p. 228.)

諸決定を承認するばかりであった」と言われる状態に追いやられるようになったが、これはこのような政治委員会の構成によるところが大きいと思われる。

五、党総務

一九六三年の党則(三三条)は「中央委員会は総務……を選出する」と規定し、一九六七年の党則(三四条)は執行局は総務を含む旨規定し、党総務に言及しているが、党則は党総務の任務については全くふれていない。党総務の任務等については一九六三年の党則の下では中央委員会の内規によって、一九六七年の党則の下では執行局の内規によって定められることになる。⁽³⁷⁾ 党総務は日本の政党で言えば幹事長ないし書記長にあたると思われる。ゴースト政党は正式な——つまり党則に規定された——党首を置いていないだけにこの総務は重要な地位を占めてしかるべきだと思われるのだが、以上見たように党則の上での地位は低い。党運営の実際においても、初代の党総務ロジェ・フレイは公認候補の決定にあたって大きな役割を果たした(第一章第二節三)のであるが、その後の総務は誰一人彼のように大きな権力を行使する者はなく、「スポークスマン」(porte-parole) になってしまったときえ言われている。⁽³⁸⁾

党総務の選出は一九六三年の党則の下では中央委員会が、一九六七年の党則の下では執行局が行う。一九六三年の党則の下における場合内規によってその選出は「過半数の票で且つ秘密投票で」選出される。⁽³⁹⁾ しかし選挙の実際は自由な投票とはほど遠く、J・シャルロによれば少くとも一九六三年迄に関する限り、首相ドブレ、国民議会議長シャパンリデルマスがドゴール大統領の意にかなった者を強力に推しこの者を党総務に選ばせるのに成功している。⁽⁴⁰⁾

六、地方組織

地方組織の基礎となるのは県ごとに設けられる連合会 (Fédération) である。この連合会に選挙区の代表で構成される連合委員会 (Comité fédéral) が置かれ、⁽⁴¹⁾ 連合会総務 (Secrétaire fédéral) が置かれている。一九六三年五月の党則改正迄は連合会が県委員会 (Comité départemental) のメンバーを選び、この県委員会がその内部から連合会総務を選んでいた。地方によっては県大会 (Assises départementales) で連合会総務を選出する場合も少く⁽⁴²⁾ なかった。一九六三年の党則改正によって連合会総務は党総務が中央委員会の同意を得て選任することになり、また会計などの連合会の役員は連合会総務が任命することになった。⁽⁴³⁾ 一九六三年の

改革によって党総務——連合会総務——地方幹部という縦の構造がつくられた。新しい制度の下においても党総務が連合会総務を全く自由に選任出来るようになったわけではなく「部分的には地方の状況に拘束され続けていた」⁽⁴⁴⁾とも言われるが、全体的に見ると党総務が地方の幹部を更迭することを可能にした。一九六三年五月以後、第五共和制になってからドゴール支持運動に加わった新しいゴーリストの連合会総務の中に占める割合が急速に大きくなった⁽⁴⁵⁾ことはこの改革によるものと思われる。

(1) 党則については一九六三年五月に修正されたもの(これは J. Charlot, *L'U. N. R.*, op. cit., p. 341—345. に全文が収められている)と一九六七年一月の党大会で可決されたもの(これは P. Avril, U. D. R. et Gaullist, *docteurs Thémis*, P. U. F., 1971, p. 62—69. に主要なほとんど全部の条文が収められている)しか参照しなかつた。この二つの規約の間に大きな違いはない。

(2) 一九六三年の党則六条と一九六七年の党則七条はともに党を「指導する」(diriger)機関の筆頭に全国大会をあげており、全国大会が形式上党の最高機関であることを示している。

(3) 一九六三年の党則二一条は、全国大会は中央委員会の八〇人のメンバー、中央紛争委員会 (commission nationale

des conflits)、権限統制委員会 (commission de controle des mandats) を選出するとしている。中央紛争委員会は機関相互間であるいは党の機関と党员の間で紛争が生じた場合にこれを仲裁する(四一条)任務をもち九人で構成される。権限統制委員会は全国大会への出席の資格を審査する委員会と思われるが五人で構成される(三九条)。

一九六七年の党則二二一条は、全国大会は中央委員会の二〇人のメンバー、中央紛争委員会、規約常設委員会を運営としている。

(4) 地方の代表は党則によれば「党员数に比例して」県連合会に割り当てられる(一九六三年党則一五条、一九六七年党則一五条)。各大会に何人の地方代表が出席したかについては資料がないが五九年のポルドー大会については三〇人の党员につき一人の代表が与えられ、地方代表は総数七七八人であった。J. Charlot, *L'U. N. R.*, op. cit., p. 221.

(5) *Le Monde*, 15—16 nov. 1959.

(6) *Le Monde*, 17 nov. 1959.

(7) それはドブレ首相の三月一九日の演説の中で示されたものであるが、その中心は分配機構の大幅な改良によって国民の生活水準を改良するという計画と七〇〇〇〇〇億フランを投入してスポーツ施設をつくるという計画法 (loi-programme) を制定するというものである。

Le Monde, 21 mars 1961.

- (8) L'Année politique 1961, p. 41—42.
 (9) L'Année politique 1963, p. 91.
 (10) Le Monde, 24—25 nov. 1963.
 (11) Le Monde, 24—25 nov. 1963.
 (12) L'Année politique 1963, p. 92.
 (13) Ibid.
 (14) Le Monde, 26 nov. 1963.
 (15) Le Monde, 28 nov. 1967.
 (16) Ibid.
 (17) Ibid.
 (18) ルモンド紙一九六七年十一月二八日付 R. Barrillon の解説記事。
 (19) Le Monde, 28 nov. 1967.
 (20) Ibid.
 (21) L'Année politique 1971, p. 102.
 (22) Ibid., p. 103.
 (23) Ibid., p. 103.
 (24) L'Année politique 1973, p. 110.
 (25) ルモンドの記者 A. Passeron は「進歩派」(progressistes)「厳格主義者」(rigoristes)「実際主義者」(pragmatiques)の三派 (trois écoles) の存在がこの大会の日付で来ただけ書いた。Le Monde, 20 nov. 1973.
 (26) R. Barrillon 記者の記事 Le Monde, 20 nov. 1973.
- (27) ルモンド紙記者ロラン (A. Laurens) は一九六九年こう書いてゐる。「ゴースト党においては決議 (motion) が重要性をもったことはかつてなかった。党の方針と方向については満場一致で可決されたテキストの中よりも、シャヤー (当時総務)「トブレ」シャヤン＝デルマスの演説の中にその多く見出すことが出来るたゝら」(Le Monde, 2 déc. 1967.)
 (28) L'Année politique 1961, p. 167—168.
 (29) L'Année politique 1963, p. 50—51. この時可決された決議は ibid., p. 408—409.
 (30) Le Monde, 28 juin 1966.
 (31) Le Monde, 2 déc. 1969.
 (32) L'Année politique 1970, p. 50.
 Le Monde, 28 juin 1970.
 (33) J. Charlot, L'U. N. R., op. cit., p. 141.
 (34) 中央委員会において最も重要な発言をしている人物をひらき出してみると、一九六六年三月一八日の委員会ではボンビエール首相 (Le Monde, 20—21 mars 1966) 一九六九年一月一〇日の委員会では R・ボンビエール総務 (Le Monde 11 oct. 1969) 一九七〇年五月三〇日の委員会ではシャヤン＝デルマス首相 (Le Monde, 31 mai—1 juin 1970) 一九七二年五月五日の委員会ではシャヤン＝デルマス首相 (Le Monde, 7—8 mai 1972) 一九七三年五月二五日の委員会では

はドブレ元首相とシャバンニールマス前首相 (Le Monde, 27-28 mai 1973) である。総務が大きな演説をしているのは一九六九年一〇月一〇日の委員会が唯一の例外である。この時のブジャードの演説の中心は「我々のボンビドゥーに対する行動は我々がドゴール將軍に対してとつたものと同じものであらう」(Le Monde, 11 oct. 1969)との訴えであつて、この例外すら党の主体性を示すものでは決してなご。

- (35) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 141.
- (36) Ibid., p. 141.
- (37) 一九六三年の党則三八条は中央委員会の職務の規則は中央委員会が定めるとし、一九六七年の党則三五条は執行局の職務の規則は執行局が定めるとしている。
- (38) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 140.
- (39) Ibid., p. 229.
- (40) ドゴールの意向は彼の側近の人々によってドブレやシャバンニールマスに伝えられたという。(J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 229-230.) 第三代党総務 R. Dusseaulx の選出 (一九六一年三月二八日)、第四代党総務 L. Terrenoire の選出 (一九六二年五月九日)、第五代党総務 J. Bannel の選出 (一九六二年一月二三日) は「すずれ」のやうなかたちでドゴールの推す者が選ばれた。(J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 231-232.)

(41) 党所屬の大臣、国会議員、県会議員はその所屬する連合会において連合委員会の法定メンバーになる (一九六七年党規則一二条)。

(42) J・シャルロは県大会が連合会総務を選出している二六の県をあげている。

J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 198.

(43) Ibid., p. 199.

(44) Ibid., p. 200.

(45) 党の地方総務を「新しいゴーリスト」(第五共和制になつてはじめてドゴール支持の運動に加わつた者)と「旧ゴーリスト」(大戦中のレジスタンス運動あるいは、第四共和制下のR・P・Fまたは社会共和派に参加するという形で以前からドゴール支持運動をしていたゴーリスト)に分けると次表のとおり一九六三年以後新しいゴーリストの割合が著しく増加したことがわかるが、これは地方総務の任命を党中央が行ふこととした規約改正の影響によるところが大きいと思われる。

	1960年10月	1961年12月	1963年5月	1964年
旧ゴーリスト	76	74	63	67
新しいゴーリスト	24	26	37	33

(数字は%、出典は J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 202.)

第四章のまとめ

U・N・Rは結成されて間もない頃は「良質な人物」しか入党させないとして入党者を制限するとの方針をとっていたが間もなくこの方針をかえ党員数を拡大することに力をそそぐようになった。党の選挙人には、職業の別、年令の別によって偏りが少なく、党が種々の社会層から満遍なく支持を受けていることを示している。

党則によれば全国大会が最も高い地位を与えられた決定機関であり、全国代議員会はこの下に位置し全国大会でなされた「決定の適用を監視」する役割を与えられ、執行機関である中央委員会は全国大会や代議員会の決定に拘束される。しかし、全国大会も全国代議員会もその会の実際の運営においては、外交に関してはもとより内政に関しても政府や中央委員会を拘束するような具体的な決定は何もしていないのである。それ故中央委員会とその下におかれる政治委員会は全国大会及び全国代議員会の拘束を受けることなく自由に行動しうる。

中央委員会及び政治委員会については、「法定メンバー」の制度がとくに大きな意味をもっている。この党にあっては、首相、元首相、国民議会の議長、国民議会の議員グループ会長などが中

央委員会及び政治委員会の法定メンバーになっており、とくに政治委員会ではその過半数が法定メンバーで占められている。この党の運営の中心になるのはこれらの中央委員会及び政治委員会の法定メンバーのだが、とりわけ首相や国民議会の議長がこの党において最も重要な役割を果たしているのである。

これらの事実は、党総務が実際には大統領によって指名されしかも権力をもっていないという事実とともに、この党が大統領や政府から自立した固有の機関をもっていないことを示すものと言えよう。

〈未完〉

La structure et les tendances idéologiques du Parti gaulliste sous la V^e République (2)

Yoshiyasu ONO

III. Fusion de l'U. N. R. avec l'U. D. T.

En unissant tous les gaullistes de gauche, le Centre de la Réforme Républicaine est né en juillet 1958. Après une défaite misérable de l'élection législative en novembre 1958, l'opinion qui a voulu la dissolution de ce parti est devenue dominante dans son intérieur. Mais les gaullistes du Centre de la Réforme Républicaine ont reçu la demande du général de Gaulle de maintenir leur formation propre et par son aide ils ont formé l'Union Démocratique du Travail en avril 1959. Elle a réussi de réunir presque tous les gaullistes de gauche.

A l'égard de la politique sur les affaires algériennes et de la politique sociale, il y a eu des différences sensibles entre l'U. D. T. et l'U. N. R. Parmi les membres de l'U. N. R., il y a eu beaucoup qui ont soutenu la politique de "l'Algérie française" et les membres de l'U. D. T. ont soutenu presque à l'unanimité l'Autodétermination de l'Algérie. L'U. D. T. a réclamé de prendre de diverses politiques pour l'amélioration de la position des travailleurs (par exemple l'association des travailleurs à la marche et aux fruits de l'entreprise).

Après avoir résolu le problème algérien, l'U. N. R. et l'U. D. T. ont fusionné en novembre 1962. Par cette fusion, l'U. N. R.—U. D. T. a réuni plus que jamais de différents éléments dans son intérieur.

IV. Organisme du parti

L'organisme formel de l'U. N. R. présente un frappant contraste avec la réalité du fonctionnement du parti.

Selon les "Statuts" adoptés en 1967, le comité central assure la direction du parti "selon les directives définies par les assises nationales et par le conseil national" et le bureau exécutif veille à

l'exécution des "décisions du comité central". Mais en réalité les assises nationales (le Congrès) n'ont jamais fixées les décisions qui contraindraient le comité central. Le conseil national est dans la situation semblable. Enfin le comité central et le bureau exécutif peuvent agir presque librement.

Dans les "Statuts" adoptés en 1967, d'ailleurs le Premier ministre, l'ancien Premier ministre, les présidents et les anciens présidents des assemblées parlementaires, un ministre désigné par le Premier ministre et les présidents des deux groupes parlementaires sont les "membres de droit" du comité central et du bureau exécutif. Ces hommes qui dirigent le parti sont les hommes du Gouvernement ou du Parlement.

Ces faits montrent que ce parti n'est pas vraiment indépendant vis-à-vis du Président de la République et du Gouvernement.

à suivre